

番号	1 (7)
項目	<p>大阪市の学校園に勤務する現職講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」の負担を軽減すること。現職講師向けに1月に定期健康診断を実施すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>新規採用者の健康診断は、労働安全衛生規則第43条に基づき雇入れ時健康診断として実施しており、常時使用する労働者を雇い入れたときは、健康診断を行わなければなりません。</p> <p>現職講師が次年度本務として勤務される場合は雇い入れ時健診を市教委負担にて1～3月に胸部レントゲン検査及び5～7月中に胸部レントゲン検査以外の血液検査等を受診いただいております。</p> <p>雇い入れ時健康診断、定期健康診断は事業者が労働者の健康状態を評価して適切な就業上の配慮を行うとともに、労働者自身が適切な健康保持増進のために取り組みに資することを目的に実施されています。</p> <p>また、講師として採用される場合に、採用時必要な健診として1年以内に撮影した胸部レントゲン検査を人事担当へ提出する必要があるのですが、こちらは採用時点で結核に罹患していないかを確認するもので、雇い入れ時健康診断とは目的が異なります。</p> <p>さらに定期健康診断は事後措置を含めて年度内に実施を終える必要があるため、夏季休業期間中に主に受診機会を設けており、冬季健康診断は夏季に受診出来なかった方を対象に追加で受診いただいている健診となります。</p> <p>冬季休業中の定期健康診断追加実施については、今後も実施を検討してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当  教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p>

番号	2 (4)
項目	臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
<p>(回答)</p> <p>採用辞令につきましては、今後とも、できる限り速やかにお渡しできるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (5)
項目	<p>臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>臨時的任用教職員の勤務条件及び社会保険や雇用保険の内容につきましては、これまで「大阪市の講師概要」にまとめ、新規で採用する講師の方につきましては採用手続き時に配付するとともに、すでに採用されている講師の方へは各校園にも配付して周知しております。今後とも、臨時的任用教職員に対する勤務労働条件の周知等に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	2 (6)
項目	<p><u>臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、あらゆるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）を行ったりしないこと。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>(下線部の回答)</p> <p>勤務条件等の内容につきましては、「大阪市の講師概要」にまとめ、全校園に配布し周知してまいりました。また、職務内容については、引き続き校園長に対して周知を図ってまいります。</p> <p>(波線部の回答)</p> <p>ハラスメントについては、職員の尊厳や人権を侵害するとともに、職場の秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しています。</p> <p>こうしたハラスメントをなくすためには、管理監督者のみならず、同じ職場に働く教職員全員がハラスメントの起こらない職場環境の形成に努めなければなりません。</p> <p>そのため、各ハラスメント防止に関する指針において、管理監督者・教職員の責務を記載しています。</p> <p>ハラスメントに関する教職員からの相談に対応するため、学校園においては管理監督者を窓口とした相談体制を整備し、相談を受けた際は事実関係を調査し、被害者に対する適正な配慮の措置や行為者にも適正な措置を行ったうえで、職場全体への再発防止策措置を講じることとしています。</p> <p>また、早期発見のための措置・相談体制として、職場におけるあらゆるハラスメントについて専門的な知識を有する公認心理師や臨床心理士、産業カウンセラー等が相談員として対応する外部の相談窓口を設けています。</p> <p>こうした取り組みの周知にあたっては、SKIP ポータルに掲載し、随時閲覧が可能な環境を整備するとともに、年度当初に校長会においてあらためて全教職員へ周知徹底を図り、注意喚起や指導によりハラスメントの未然防止に努めることを指示しています。</p> <p>そのほか、全教職員及び校園長に対して「コンプライアンス・人権教育研修」を実施し、ハラスメント防止に努めています。</p> <p>今後とも、各校園のより良い職場環境づくりに向け、引き続きハラスメント防止のための取り組みを進めていきたいと考えています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当</p>

番号	3 (1)
項目	常勤講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に引き上げる こと。
<p>(回答)</p> <p>常勤講師の給与につきましては、本務教員との均衡を考慮し、本務教員が昇給可能な年齢までの前歴を加算できるよう、適用号給の上限を令和2年度に引き上げたところでございます。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	3 (2)
項目	<p><u>臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時的任用職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。</u></p>
<p>(下線部のみ回答)</p> <p>諸手当の請求手続きにつきましては、年度末に事務連絡等により校長等に周知しており、また、講師に配付しております冊子「大阪市の講師概要」においても諸手当について周知をしております。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

番号	3 (3)
項目	非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、定期試験などの作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
<p>(回答)</p> <p>非常勤講師の報酬につきましては、令和7年2月より、授業1時間（付随する準備及び評価の時間を含む）あたり、それまでの2,920円から3,010円に増額改定（令和6年12月期の期末手当の支給対象職員については、令和6年4月に遡及して改定）しており、他の会計年度任用職員につきましては、原則として給料表に準じて報酬を決定する仕組みとしております。</p> <p>また、令和6年度より、報酬に加えて、当該年度の任用期間が6カ月以上で、週あたり勤務時間が15時間30分以上の非常勤講師については、期末・勤勉手当を支給こととしております。</p> <p>引き続き、他の自治体及び本市全体の会計年度任用職員制度の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	3 (6)
項目	<p>長期臨時教職員が大阪市に正規職員として採用されたときに、大阪府への採用された場合と比べて生涯賃金の不利益が生じる「主務教諭制度」を早急に廃止すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職の設置につきましては、新たな教育職員のキャリアステージ及び職責に応じた給与制度を構築するため、また教員の人材育成に資するため、平成30年4月より教諭と首席・指導教諭の間に設置しております。今後とも、学校現場特有の事情の考慮が必要な内容については、誠実に対応してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (1)
項目	再任用教職員の処遇について一時金支給率を正規教職員と同様にするとともに、フルタイム教職員の賃金を改善すること。
<p>(回答)</p> <p>再任用教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、他都市の状況等を考慮し、適切に対応してきたところです。</p> <p>今後も、給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意をもって交渉してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	4 (3)
項目	採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。
<p>(回答)</p> <p>教職員が定年退職後から年金を受給するまでの期間に収入の空白期間が発生しないようにするため、平成 25 年度から、再任用制度を活用することによって雇用と年金の接続を図ってまいりました。また、現行の暫定再任用制度につきましても、それまでの再任用制度と同じく、勤務時間はフルタイム勤務での任用を基本としつつ、教職員の個別事情に応じて短時間勤務も制度上可能となっております。</p> <p>しかしながら、幼稚園においては学級数・職員数が小中学校と比較して非常に小規模であり、支援担当講師を除く全ての教員が恒常的に担任業務に従事している状況があることから、暫定再任用教諭の勤務時間はフルタイム勤務を基本としているところです。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4 (4)
項目	再任用教職員に扶養手当・住居手当を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>再任用教職員の給与につきましては、本市人事委員会勧告からの意見、内容を十分踏まえ、他都市の状況等を考慮し、適切に対応してきたところです。</p> <p>今後も、給与・勤務条件につきましては、本市全体の動向を注視しながら、誠意をもって交渉してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

番号	5 (1)
項目	<p>会計年度任用職員の報酬（月額および時間額）を大幅に引き上げ、昨今の物価高騰による経済的負担を補うのに見合った金額を支給し、会計年度任用職員の生活を保障すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の報酬及び給料につきましては、補助業務者としての職務内容を鑑み、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切な給与形態に努めており、令和6年12月に、本市人事院会の勧告を踏まえた本務職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員についても給与改定を行っております。</p> <p>今後も、引き続き本務職員の給与等の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (2)
項目	<p>会計年度任用職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員を採用する際には、本市会計年度任用職員の各職に定められた労働条件明示書を採用前の学校長面談において提示するように努めており、今後とも徹底するよう指導・助言を行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (3)
項目	<p>特別支援サポーター、学力向上支援サポーターなど、時間額で勤務する「会計年度任用職員」の雇用契約の期間は「35週間」を上限とせず、各学校園で必要な授業日数もしくは勤務日数とすること。超過勤務が必要な場合は、超過勤務手当を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>特別支援サポーターや学力向上支援サポーター等の時間額の会計年度任用職員につきましては、授業や学習の補助を行うことを基本としていることから、標準授業時数を基にした課業週数である35週等を上限として各学校に措置をしております。</p> <p>会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給につきましては、その勤務形態の性質から、運用上は想定しておりませんが、各職種の担当と調整のうえ、真にやむを得ない事情により、超過勤務命令が校長からあった場合につきましては、支給対象となるものと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (4)
項目	<p>いずれも「時間額 1,154 円～1,314 円」で勤務する、スクールサポートスタッフ、特別支援教育サポーター、学力向上支援サポーター（学びサポーター）、学力向上支援サポーター（理科補助員）、デザイン教育研究所介助補助員、幼稚園介助サポーターを同じ職種とみなし、これらの職種を掛け持ちして勤務し、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分を超えている会計年度任用職員には、期末手当・勤務手当を支給すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当を含む給与等については、「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」において、市長部局の会計年度任用職員の例により支給しております。</p> <p>今後も本市全体の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (5)
項目	習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に基づいて算出すること。
<p>(回答)</p> <p>習熟等担当講師につきましては、令和2年度より、会計年度任用職員として期末手当の支給対象としており、現行の期末手当の支給要件を満たす会計年度任用職員については、令和6年6月期より勤勉手当も支給対象としております。</p> <p>常勤講師に適用される級につきましては、他の自治体の状況等も参考にしつつ、引き続き、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	5 (6)
項目	その他、「学校園に在籍する会計年度職員」の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。
<p>(回答)</p> <p>会計年度任用職員の職務内容・勤務条件については、学校長を通じて労働条件明示書にてお示ししております。明示した勤務条件については、適切に運用してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当